

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月30日

かすみがうら市長 金子 敏明

1 入札に付する事項

- (1) 件 名： 下稻吉中学校給食室調理機器購入
- (2) 場 所： かすみがうら市立下稻吉中学校給食室
- (3) 概 要： 調理機器の購入
- (4) 期 間： 契約日【議決後】の翌日から令和9年5月31日まで
- (5) 予定価格： 事後公表

2 最低制限価格
設定しない

3 入札に参加できる者の参加資格条件

- (1) 令和7・8年度のかすみがうら市における**物品・役務の提供**に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) かすみがうら市入札参加資格者名簿【機械器具類（業種コードA37／厨房機器）】に登録されていること。
- (3) 学校給食施設（共同調理場を含む）又はこれに類する公共施設の大量調理施設の新築、増改築又は全面改修に伴い、厨房機器一式の納入及び据付調整を元請として納品した実績を有すること。なお、厨房機器の部分更新又は単体機器のみの納入実績はこれに含めない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づくかすみがうら市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 入札に参加する者が入札公告の日から入札開札日までの間において、かすみがうら市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年3月28日告示第148号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定が確定した後に入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) かすみがうら市暴力団排除条例第7条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第4条第1項に該当する者ではないこと。
- (9) 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できないものとする。

4 設計図書（図面を含む）の閲覧及び質問等

見積作成に必要な資料については、かすみがうら市ホームページから行う。なお、市ホームページから設計図書資料の閲覧ができないときは、申し出により設計図書資料の閲覧を行う。

(1) 設計図書の閲覧

受付期限：令和8年7月30日午前9時から令和8年8月19日午後4時まで

（閉庁日を除く）

閲覧場所：かすみがうら市役所市民窓口センター（中央庁舎） 会計事務局会計課

(2) 設計図書に対する質問

受付期限：令和8年7月30日午前9時から令和8年8月5日午後4時まで

（閉庁日を除く）

申請方法：電子申請（いばらき電子申請・届出サービス）によるものとする。申請後、確認のため必ず会計事務局会計課（契約担当）へ電話連絡すること。

(3) (2) に対する回答

令和8年8月7日から、かすみがうら市ホームページ内「入札・契約」に掲載する。

5 入札方法等

- (1) 入 札 方 法：郵便による入札（一般書留，簡易書留，配達証明のいずれかによる。）
- (2) 入 札 書：指定の入札書を使用すること。

- (3) 入札用封筒：指定の様式（市ホームページ内「入札・契約」の【お知らせ】欄に一般競争入札（郵便入札）の実施について掲載）による封筒を使用すること。
*封筒表面に「日本郵便(株)石岡郵便局留」と記載すること。
- (4) 積算内訳書の提出：積算内訳書は入札書と同封により郵便で提出すること。（会社名を明記のこと。）
※積算内訳書は、市ホームページより提供する仕様書に対応して作成し、仕様書同等品を納入する場合には、学校教育課にて確認を行った同等品確認書も同封すること。
- (5) 入札書の提出方法：令和8年8月19日午前12時00分（正午）に石岡郵便局で保管（書留郵便、簡易書留郵便、配達証明郵便、配達記録郵便）され、かつ、受領できる入札書を有効とするので、入札に参加する者は当該日時までに石岡郵便局で処理されるように入札書を差し出すこと。
※入札書を差し出す際には石岡郵便局にその保管期間を確認すること。
※郵便物の配達状況については、郵便局ホームページの「郵便追跡サービス」で確認すること。（郵便追跡サービスを利用するには「お問い合わせ番号」が必要です。）
- (6) やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。
- (7) 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

6 入札（開札）

- (1) 入札（開札）日時：令和8年8月20日 午後1時30分
- (2) 入札（開札）場所：かすみがうら市役所 市民窓口センター（中央庁舎） 会議室
- (3) 入札（開札）の立会い：立会いを希望する場合には、開札立会い届出書（様式第6号）を開札日の前日の午後3時までにFAXにより会計事務局会計課（契約担当）へ提出すること。

7 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令167条の9の規定によるくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

8 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次に従い、入札参加資格を証明する書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限：令和8年8月21日午後3時までとする。ただし、次順位者だった者の提出期限は、市指定期日までとする。
- (2) 提出場所：かすみがうら市役所会計事務局会計課（契約担当）
- (3) 提出方法：FAXによるものとする。（送信後は会計事務局会計課（契約担当）へ電話連絡すること。）
- (4) 提出書類：
・学校給食施設（共同調理場を含む）又はこれに類する公共施設の大量調理施設の新築、増改築又は全面改修に伴い、厨房機器一式の納入及び据付調整を元請として納品した実績を有することを証する書類
・電子契約利用申出書（電子契約による契約締結を希望する場合のみ）
・その他必要と認める書類

9 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認められたものを落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

11 支払条件

- (1) 前金払：無し
- (2) 部分払：無し

12 入札の無効

以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
ただし、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を余白に記載してあれば有効とする。

- (1) 入札参加資格審査において、入札参加資格がないと認められた者の入札
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 談合等不正行為による入札
- (4) 2通以上の入札をした者の入札
- (5) 石岡郵便局にて受領時点で保管されていない入札書を提出した者の入札
- (6) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
- (7) 入札書に記載された入札者名及び押印、入札価格又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明瞭で確認できない入札
- (8) 予定価格を超える金額を記載した者の入札
- ~~(9) 最低制限価格を下回る金額を記載した者の入札~~
- (10) 積算内訳書の提出が無い者の入札
- (11) 入札書の金額と異なる積算内訳書を提出した者の入札
- ~~(12) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札~~
 - ~~ア 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合~~
 - ~~イ 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合~~
 - ~~ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合~~
 - ~~エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合~~
 - ~~オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合~~

1 3 契約の締結

(1) 仮契約の締結

本物品購入は、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする案件であるため、落札者は落札の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結するものとする。なお、仮契約は契約書を取り交わすことにより行うものとする。

(2) 本契約の締結

本物品購入は、議会の議決があったときをもって本契約として成立するものとする。なお、議会の議決があったとき（議会の議決が得られなかった場合も含む。）は、市長は書面により通知するものとする。

- (3) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条の規定に基づく継続費による契約である。

1 4 その他

- (1) 契約に当たっては、契約書の作成を要する。